標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
（略） （削る） （略）	（略） （削る） （略）	（略） （削る） （略）	（略） （削る） （略）

各抗菌性物質の定義

①～⑥　（略）

（削る）

⑦～⑬　（略）

各抗菌性物質の力価の定義

①～⑥　（略）

（削る）

⑦～⑬　（略）

（略）

常用標準希釈液の調製

常用標準希釈液は、常用標準品適量を量り、各条の規定に従い、調製した希釈原液を使用に当たって高低２種類の規定濃度に希釈した液である（以下、高濃度の希釈液を「S_H」、低濃度の希釈液を「S_L」という。）。なお、常用標準品を量る場合には、別に規定する場合を除き、相対湿度50％以下の大気中で量り、化学はかりを用いる場合の秤取量は、次の表の常用標準品の秤取量の欄に掲げる量とし、同表の常用標準品の予備乾燥条件の欄に乾燥条件が記載されている場合にあっては、当該条件であらかじめ乾燥した後、規定量を量りとる。

また、希釈原液は、原則としてそれぞれ次の表の希釈原液の保存温度の欄に掲げる温度で保存して有効期間内に使用するものとし、常用標準希釈液は、用時調製する。

常用標準品名	常用標準品の秤取量	常用標準品の予備乾燥条件	希釈原液の保存温度	希釈原液の有効期間
（略） （削る） （略）	（略） （削る） （略）	（略） （削る） （略）	（略） （削る） （略）	（略） （削る） （略）

（略）

⑭～㊳　（略）

標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
（略） 標準タイロシン （略）	（略） タイロシンＡ（$C_{46}H_{77}NO_{17}$） （略）	（略） 常用標準タイロシン （略）	（略） タイロシンＡ （略）

各抗菌性物質の定義

①～⑥　（略）

⑦　タイロシン

*Streptomyces fradiae*の培養により得られるタイロシンＡ（$C_{46}H_{77}NO_{17}$）を主成分とするもの又はその他の方法により得られるこれと同一の物質をいう。

⑧～⑭　（略）

各抗菌性物質の力価の定義

①～⑥　（略）

⑦　タイロシン

タイロシンの力価は、タイロシンＡ（$C_{46}H_{77}NO_{17}$）としての量を重量（力価）で示す。１μg（力価）は、0.67kPa以下の減圧下で、60℃、３時間乾燥した標準タイロシン１μgに相当する。

⑧～⑭　（略）

（略）

常用標準希釈液の調製

常用標準希釈液は、常用標準品適量を量り、各条の規定に従い、調製した希釈原液を使用に当たって高低２種類の規定濃度に希釈した液である（以下、高濃度の希釈液を「S_H」、低濃度の希釈液を「S_L」という。）。なお、常用標準品を量る場合には、別に規定する場合を除き、相対湿度50％以下の大気中で量り、化学はかりを用いる場合の秤取量は、次の表の常用標準品の秤取量の欄に掲げる量とし、同表の常用標準品の予備乾燥条件の欄に乾燥条件が記載されている場合にあっては、当該条件であらかじめ乾燥した後、規定量を量りとる。

また、希釈原液は、原則としてそれぞれ次の表の希釈原液の保存温度の欄に掲げる温度で保存して有効期間内に使用するものとし、常用標準希釈液は、用時調製する。

常用標準品名	常用標準品の秤取量	常用標準品の予備乾燥条件	希釈原液の保存温度	希釈原液の有効期間
（略） 常用標準タイロシン （略）	（略） 約20mg（力価）相当量以上 （略）	（略） 0.67kPa以下，60℃，３時間 （略）	（略） ５℃以下 （略）	（略） ７日 （略）

（略）

⑭～㊳　（略）